
4028. 船卸確認登録（一括）

業務コード	業務名
PKI	船卸確認登録（一括）

1. 業務概要

本船分のコンテナ貨物または在来貨物についてCYへのすべての船卸し（搬入）が終了した旨を一括登録する。

既に「船卸確認登録（個別）（PKK）」業務が行われている場合であっても、すべてのコンテナ及び貨物の船卸しが終了した後に、当該CYによる本船単位の一括登録を必要とする。

「積荷目録情報登録（MFR）」業務でコンテナオペレーション会社コードに「99999」が入力された場合は、本業務を不要とする。

（注）事故があった貨物については、本業務ではなく個別にPKK業務を行う必要がある。

本業務入力時に併せて卸コンテナリストの提出を行う旨の入力を行うことができる。なお、本業務を税関の開庁時間外に行う場合は、事前に時間外執務要請届がされている必要がある。また、本業務において時間外執務要請届を行う旨を入力することにより、時間外執務要請届を併せて行うことができる。

システムは、本業務を契機に以下の処理を自動起動する。ただし、処理を起動するにあたっては、申告等の対象となるB/Lまたは貨物に係るすべてのコンテナの船卸確認登録が行われている必要がある。

- ①積荷目録情報に包括保税運送承認に係る個別運送情報の登録を自動起動する旨が登録されている貨物についての個別運送情報登録処理（包括保税運送承認取得済の場合に限る。）
- ②積荷目録情報に仮陸揚貨物保税運送を自動起動する旨が登録されている仮陸揚貨物についての保税運送申告処理
- ③包括保税運送承認に係る個別運送情報の登録を自動起動する旨が登録されている貨物についての個別運送情報登録処理（包括保税運送承認取得済の場合に限る。）
- ④保税運送申告を自動起動する旨が登録されている貨物についての保税運送申告処理
- ⑤輸入申告等を自動起動する旨が登録されている貨物についての輸入申告等処理
- ⑥特定保税運送を自動起動する旨が登録されている貨物についての特定保税運送処理
- ⑦輸入畜産物の到着後申請を自動起動する旨が登録されている貨物についての輸入畜産物検査申請処理

2. 入力者

CY

3. 制限事項

船卸対象となるコンテナ番号またはB/L番号の抽出処理において、抽出可能なコンテナ番号またはB/L番号は最大9999件とする。

4. 入力条件

（1）入力者チェック

- ①システムに登録されている利用者であること。
- ②MFR業務で指定された船卸しをするCYであること。
- ③卸コンテナリストの提出を行う場合は、通関業の免許を取得していること。

（2）入力項目チェック

（A）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（B）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（3）積荷目録管理DBチェック

- ①入力された船舶コードに係る船卸港分の積荷目録管理DBが存在すること。
- ②入力された船舶情報*1に対する「積荷目録提出（DMF）」業務が行われていること。
- ③入力された船会社分の本業務において、船卸確認終了情報が出力されていないこと。

(* 1) 船舶情報とは、以下の4項目を指す(以下、同様)。

- ①船舶コード
- ②船会社コード
- ③船卸港コード
- ④船卸港枝番

(4) コンテナ情報DBチェック

抽出されたコンテナ(空コンテナを含む。)について、以下のチェックを行う。また、卸コンテナリストの提出を行う旨が入力された場合に、①～⑤のチェックでエラーとならなかったコンテナについて⑥～⑨のチェックを行う。

なお、仮陸揚空コンテナとして登録されている場合で、前港の「船積確認登録(CCL)」業務が行われる前に次港に対する船卸しを行う場合は、①、⑧、⑨のチェックのみ行う。また、卸コンテナリストの提出を行う旨が入力された場合に、①、⑧、⑨のチェックでエラーとならなかったコンテナについて⑦のチェックを行う。

- ①コンテナ情報DBが存在すること。
- ②実入コンテナとして登録されている場合は、B/L番号が登録されていること。
- ③B/L番号が登録されている場合は、コンテナ情報が登録されていること。
- ④当該船舶に積載されたコンテナであること。
- ⑤当該コンテナに対してPKK業務または本業務が行われていないこと。
- ⑥コンテナ条約適用外でないこと。
- ⑦未通関コンテナであること。
- ⑧事故貨物が登録されているコンテナの場合は、税関による事故確認登録がされていること。
- ⑨貨物差止め登録で差し止められたコンテナでないこと。

(5) 仮陸揚空コンテナ次港情報DBチェック

仮陸揚空コンテナとして登録されている場合で、前港のCCL業務が行われる前に次港に対する船卸しを行う場合は、以下のチェックを行う。

- ①仮陸揚空コンテナ次港情報DBが存在すること。
- ②当該船舶に積載されたコンテナであること。
- ③積荷目録提出が行われた旨が登録されていること。
- ④PKK業務または本業務が行われていないこと。
- ⑤卸コンテナリストの提出を行う旨が入力された場合は、コンテナ条約適用外でないこと。

(6) 貨物情報DBチェック

抽出された貨物について、以下のチェックを行う

- ①貨物情報DBが存在すること。
- ②当該船舶分の積荷であること。
- ③本船扱い承認申請またはふ中扱い承認申請が行われていないこと。
- ④当該貨物に対してPKK業務または本業務が行われていないこと。
- ⑤「積荷目録情報訂正(次船卸港の追加)(CMF03)」業務が行われている場合は、仮陸揚港での「船積情報登録(CLR)」業務が行われていること。
- ⑥リスク分析結果の事前通知が登録されていないこと。

(7) 時間外執務要請届情報関連チェック

本業務入力時に併せて卸コンテナリストの提出を行う旨の入力に対して、卸コンテナリスト提出処理が税関の開庁時間外にわたる場合は、以下①のチェックを行い、時間外執務要請届出済の旨が入力された場合は以下②～③のチェックを行う

- ①時間外執務要請識別に入力があること。
- ②当該申請者分の時間外執務要請届DBが存在すること。

③本業務が行われた時刻が時間外執務要請届の届出時間帯であること。

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「00000-00000-00000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「00000-00000-00000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

(2) 該当コンテナ抽出処理

船会社コード+船舶コード+船卸港コード+船卸港枝番+CYのPKK業務または本業務が行われていない実入りコンテナ情報及び空コンテナ情報を抽出する。なお、仮陸揚空コンテナの場合で、前港のCCL業務が行われる前に次港に対する船卸を行う場合は、仮陸揚空コンテナ次港情報DBより抽出する。

(3) 該当貨物抽出処理

在来貨物の場合は、入力された船舶情報に対するPKK業務または本業務が行われていない貨物情報を抽出する。

(4) 卸コンテナリスト提出官署決定処理

卸コンテナリストを提出する旨が入力された場合は、船卸場所の保税地域を管轄する税関官署を卸コンテナリスト提出官署とする。

(5) 卸コンテナリスト提出番号払出し処理

卸コンテナリストを提出する旨が入力された場合は、コンテナ情報DBに登録されている船会社単位に卸コンテナリスト提出番号をシステムで払い出す。

(6) 積荷目録管理DB処理

入力された船会社分の積荷目録に対して船卸確認が終了した旨を登録する。

(7) 船卸確認終了処理

積荷目録管理DBに登録されているすべての船会社分の積荷目録に対して船卸確認が終了した場合は、当該船卸港分の船卸確認が終了した旨を登録する。

(8) コンテナ情報DB処理

該当するコンテナ番号について以下の処理を行う。なお、仮陸揚空コンテナの場合で、前港のCCL業務が行われる前に次港に対する船卸を行う場合は、仮陸揚空コンテナ次港情報DBに登録した次港情報の内容で船卸港情報を切り替えた上で以下の処理を行う。

①船卸した旨を登録する。

②既に輸入許可された空コンテナの場合は、削除表示を設定する。

③卸コンテナリストの提出を行う旨が入力された場合に、輸入許可した旨を登録する。また、輸入空コンテナの場合、削除表示を設定する。ただし、以下の条件に該当するコンテナは除く。

・仮陸揚コンテナである。

・卸コンテナ自動抽出対象外の旨が登録されている。

(9) 仮陸揚空コンテナ次港情報DB処理

仮陸揚空コンテナの場合で、前港のCCL業務が行われる前に次港に対する船卸を行う場合、コンテナ情報DBの船卸港情報を切り替えた上で、当該次港情報に対して削除対象とする旨を登録する。

(10) 貨物情報DB処理

(A) コンテナ貨物の場合

収容している貨物について以下の処理を行う。

①船卸確認登録入力者を登録する。

② 1 B/L 複数コンテナの場合、B/L 番号単位にすべてのコンテナが船卸しされた際は、当該B/Lに係る貨物をCYへ船卸しした旨を登録する。

(B) 在来貨物の場合

① 船卸確認登録入力者を登録する。

② 当該貨物を入力された船卸場所へ船卸しした旨を登録する。

(11) 積荷目録情報による包括保税運送承認に係る個別運送情報登録起動処理

詳細は「保税運送申告（OLC）」業務を参照。

(12) 積荷目録情報による仮陸揚貨物保税運送申告起動処理

詳細はOLC業務を参照。

(13) 包括保税運送承認に係る個別運送情報登録起動処理

詳細はOLC業務を参照。

(14) 保税運送申告（個別）起動処理または特定保税運送起動処理

詳細はOLC業務を参照。

(15) 輸入申告等起動処理

詳細は「輸入申告（IDC）」業務を参照。

(16) 輸入畜産物検査申請自動起動処理

当該貨物に輸入畜産物検査申請（到着後申請自動起動）の旨が登録されている場合、B/L 番号単位に輸入畜産物検査申請（到着後申請）を自動起動する。

(17) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

(18) 注意喚起メッセージ出力処理

以下の場合、注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。

① 内部処理を実施している場合。

② 本業務の実施日と入力された船卸開始年月日の差が7日以上の場合。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
危険貨物等通知情報	危険貨物等コード（税関要通知）の登録されている貨物が船卸しされた場合	税関 （保税担当部門）
船卸確認終了情報	船卸確認終了処理が行われた場合	入力者
		税関 （監視担当部門）
エラー通知情報 （船卸情報）	なし	入力者
卸コンテナリスト提出 情報	卸コンテナ情報登録併せ表示に「Y」の入力があった場合	税関 （保税担当部門）
	以下の条件をすべて満たすとき、出力する （1）卸コンテナ情報登録併せ表示に「Y」が入力された （2）システム参加の船会社コードが入力されている	船会社
卸コンテナ輸入許可通知情報	卸コンテナ情報登録併せ表示に「Y」の入力があった場合	入力者

情報名	出力条件	出力先
時間外執務要請確認情報	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 時間外執務要請届を併せて行う旨が入力された (2) 卸コンテナ情報登録併せ表示に「Y」が入力された (3) 本業務が行われた時刻が、当該申請者分の時間外執務要請届の提出時間帯でない	税関 (保税担当部門)
エラー通知情報 (卸コンテナ情報)	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 卸コンテナ情報登録併せ表示に「Y」が入力された (2) 前述4.(4)のコンテナ情報に関するチェックの条件に合致しないコンテナが存在する	入力者

7. 特記事項

(1) 内部処理について

本業務は多量のコンテナ番号またはB/L番号を処理するため、下記の処理の流れとなる。

- ①入力受付条件のチェックをした後、処理結果通知の出力処理を行う。
- ②多量のコンテナや貨物に対して、一定の小さな処理単位に分割してコンテナ情報DBチェック、貨物情報DBチェックやDB処理等の内部処理を行う。
- ③すべてのコンテナ番号または貨物管理番号に対する内部処理が完了した後、チェックに合致しなかったコンテナ番号または貨物管理番号が存在する場合は、最後に一括してエラー番号としてエラー通知情報（船卸情報）にその旨を出力する。
- ④本業務により併せて卸コンテナリストの提出を行う旨が入力された場合は、③の後に正常に処理されたコンテナに対して、一定の小さな処理単位に分割してコンテナ情報DB処理等の内部処理を行う。
- ⑤すべてのコンテナ番号に対する内部処理が完了した後、卸コンテナリスト提出情報、卸コンテナ輸入許可通知情報等の出力処理を行う。
- ⑥内部処理でコンテナ情報DBチェックに合致しなかったコンテナ番号が存在する場合は、最後に一括してエラーコンテナ番号としてエラー通知情報（卸コンテナ情報）にその旨を出力する。

(2) 船舶代理店及び船会社が船卸しを行う貨物について

本業務については、CY専用業務とし、MFR業務でコンテナオペレーション会社コードに「99999」が入力された場合（船舶代理店及び船会社が船卸しを行う貨物）については、本業務を不要とする。

(3) 仮陸揚空コンテナに対する留意点

仮陸揚空コンテナにおいて前港のCLR業務、CCL業務に先行して本業務が行われた場合は、コンテナ情報DBの船卸港情報を次港の情報に切り替えるため、前港のCLR業務において当該コンテナの入力は不可となる。また、前港のCCL業務において当該コンテナは抽出対象外となる。